

平成26年10月15日

我孫子市長 星野 順一郎 様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己

「原子力損害賠償に係る質問について」に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下「弊社事故」といいます。）により、貴市をはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

さて、平成26年9月12日に貴市よりいただきました「原子力損害賠償に係る質問について（環放第10号 平成26年8月22日）」につきまして、別添のとおりご回答申し上げます。

以上



(1) 除染費用について<項目12>

- 1) 除染費用に関する賠償の枠組みを早急に示されたい。なお、国が財政支援の対象としていない基準・工法による除染に係る費用についても、賠償の対象とすること。
- 2) 個人・事業者や公営企業（水道事業）が実施した除染に係る費用の賠償についても、早急に枠組みを示し真摯に対応すること。

[ご回答]

(1) 弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）」や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

(2) 個人・法人さまの自主的除染の賠償につきましては、平成26年9月18日受付を開始させていただいたことを踏まえ、適切に対応してまいります。

以上

(2) 人件費について<項目13>

放射能対策に要した人件費は、勤務時間の内外を問わず、すべて賠償の対象とすること。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲とさせていただきます。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務（以下「賠償対象業務」といいます。）を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

勤務時間内に賠償対象となる業務を行った場合の人件費につきましては、追加的な職員対応費の支出が生じていないため、賠償対象外とさせていただきたいと考えておりますが、一律的に賠償対象外とすることなく、通常時間中に「賠償対象業務」を行ったことにより、賠償対象外業務を通常時間外に行った場合の時間外「押し出し時間外」、および新設組織の職員さまの時間外・「押し出し時間外」につきましても、具体的なお事情をお伺いしたうえで適切に対応させていただきます。

以上